

薬剤師認定制度委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「この法人」という。）定款第41条に基づいて設置した薬剤師認定制度委員会（以下「委員会」という。）に関わる必要事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(責務)

第2条 委員会は、薬剤師に対する各種の認定制度の認証及びその更新に関して、申請者より提出された申請書につき認証基準への適否を評価し、その結果を報告書として作成（以下「認証業務」という。）し、理事会に提出する。

2 委員会は薬剤師の各種生涯学習制度の評価・認証、各種認定制度の評価基準の作成及びその普及などに関して、理事会の諮問に応える。

3 前項のほか、委員会は認証された実施母体から提出される研修事業概要書をもとに継続的評価を行い、指導に勤める。

4 上記責務の円滑な実施のために、第8条に定める小委員会を設置することができる。

(組織)

第3条 委員会に委員45名以内を置く。

2 委員会に委員長を置き、認証担当理事が務める。

3 委員会に副委員長を置き、第8条に定める小委員会の委員長を務める。

4 委員は、組織及び専門分野を考慮して、認証機構の役員及び会員、学識経験者、薬剤師実務関係者、薬剤師教育・研修関係者のうちから、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の辞任による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員の任期は原則3期までとするが、再任を妨げない。

2 委員は、第2条第1項の職務を行うに当たっては、認証機構の倫理規程に則り、公正・中立な評価を行わなければならない。

(運営)

第5条 代表理事は、必要に応じて第2条第1項の職務を行う委員会を招集する。

2 委員会は、第6条に定める評価作業を行う。

3 委員が、書面又は電磁記録により意思表示を行った場合は、その委員は委員会に出席したものとみなす。

4 代表理事は、第2条第2項の職務のために、原則として年に1回、定例の委員会（認定制度委員連絡会）を招集する。

(評価作業)

第6条 委員会は、次に掲げる手順により認証申請書に対する評価を行う。

- (1) 認証担当理事は、申請者より提出された認証申請書の内容が評価に値すると認めた場合には、委員の中から評価委員を選定し評価を付託する。
- (2) 評価委員は、認証申請書及び付属資料を基に、申請者並びに申請された研修認定制度について、「認証申請評価要項集」に従って評価を行い、各自評価結果の報告を行う。
- (3) 認証担当理事は、評価委員より提出された報告に基づき、評価基準等に照らして、質問、修正或いは補充等の必要ありと認めた場合には、申請者に対し回答、修正、補充等を求める。
- (4) 認証担当理事は、評価委員よりの指摘及びその取扱、申請者の回答、及び総括報告書の案について、随時委員との連絡を行い協議する。
- (5) 認証担当理事は、上記評価委員による報告書、或いは必要に応じて申請者からの回答についての再評価の結果等を取りまとめ、総括報告書を作成し理事会の審議に供する。
- (6) 認証の更新に関する評価並びに適否の決定は、申請者の自己評価を基に行い、手順は前各号と同様とする。

(承認)

第7条 認証申請された研修認定事業に対して、前条の総括報告書に基づき、理事会において認証の適否につき議決する。

(小委員会)

第8条 第2条第4項に定める小委員会を設置し、必要な責務を遂行する。

- 2 代表理事及び認証担当理事は、協議の上、認定制度委員のうちから各小委員会の委員長および副委員長を選任し、理事会に報告する。
- 3 小委員会の委員は認定制度委員から選任し、理事会に報告する。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、この委員会の運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき、行政庁より公益認定を受けた日から施行する。
2. この規程の変更は、令和元年6月7日から施行する。
3. この規程の変更は、令和4年3月4日から施行する。
4. この規程の変更は、令和4年12月16日から施行する。